

第30回水戸市農業委員会総会会議録

会長 笹沼恭一は、令和7年12月12日午後1時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（22名）

1番 岡田 幸一	2番 松橋 裕子	3番 笹沼 恭一
4番 市村 正司	5番 安藏 久男	6番 飛田 信広
7番 小松崎 陽子	8番 一木 克昭	9番 安 邦弘
10番 皆川 晃	11番 吉澤 勇	12番 大圖 金雄
13番 軍地 美代	14番 渡邊 京子	15番 外岡 健寿
16番 雨貝 裕	17番 関 成一	18番 高安 幸一
19番 雨谷 克己	20番 深谷 泉	21番 今関 征一
24番 高橋 基		

欠席委員（1名）

22番 浅井 紘一

事務局

事務局 長	吉川 正浩	次 長	岩間 雅徳
次 長 補 佐 兼調査広報係長	海野 尚史	農地係 長	谷津 知一
農地係	塚田 一平	農地係	野村 俊貴
農政係 長	安部 治憲		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 地域計画の変更に係る意見聴取について
- 議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、皆様、こんにちは。

出席予定の委員全員そろいましたので、ただいまから総会を開催したいと思います。
それでは、会長、よろしくお願ひします。

会 長 皆さん、こんにちは。ご苦勞様でございます。

本年最後の総会になってしまいました。本当に1年間大変お世話になりましてありがとうございます。

本日は、結構審議事項も件数は多いのですが、終わってから会場を変えまして2階の大会議室で農業委員と農地利用最適化推進委員合同で推進協議会及び地区連絡会を開催します。また、その後、茨城県と、農業会議から地域計画の担当の方をお呼びしまして研修を行います。どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいまより第30回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席委員は1名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

14番の渡邊京子委員、それから15番の外岡健寿委員、よろしくお願ひいたします。

次に、審議総括表について事務局より説明をいたさせます。

事務局 第30回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が25件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が31件、公売参加に係る適格証明願が1件、土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が11件、農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が13件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の

農地の異動届が1件、登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして97件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を17番、関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。第1項、第2項ともに契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局より説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第5項及び第6項は関連がありますので, まとめて上程いたします。

これらの案件は安藏委員が関係しておりますので, 農業委員会等に関する法律第31
条議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席といたします。

(安藏久男委員一時退席)

議 長 事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項と第6項は関連がありますので, 併せてご説明いたします。第5項, 第

6項ともに契約内容は贈与であります。受人は経営規模拡大のため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番，高安です。

5番，安藏委員の代理で調査検討をいたしましたところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

それでは，安藏委員に着席を求めます。

（安藏久男委員着席）

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件についても調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件につきましても調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件につきましても調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件につきましても調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

この受人はもともと田谷地区、国田地区に住んでおり、機械等も全て国田地区にありまして、耕作に問題なしと思われます。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と

思われますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

この件に関し調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われる。皆
様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番，高橋です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いい
たします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第23項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第1項とが
関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局 第23項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第1項とで
ございますが，営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので，まとめ
てご説明いたします。第23項でございますが，契約内容は賃貸借による区分地上権の
設定でございます。3条申請は，太陽光発電パネル部分について，耕作の用に供され

ている農地の上部に設ける権利の部分になります。

議案書の7ページ，最上段をご覧ください。議案書のとおりでございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第1項の説明でございますが，契約内容は賃貸借による地上権の設定でございます。5条申請は，太陽光発電パネルを支える支柱等の一部分の転用のために設ける権利の部分になります。

申請人は，令和5年2月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが，継続して設置するため地上権を設定したい旨の一時転用申請でございます。耕作者は，令和5年から農地を借りて耕作しており，栽培している作物は葡萄でございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定により一時転用として許可できるものとなっております。一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

22番，浅井委員の担当地区になりますが，健康不良のため私が事務局と一緒に代理で調査検討いたしました結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしますが，3,000平方メートル以上なので，県農業会に諮問いたします。

次に，第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

この件も22番、浅井委員の担当地区ですが、私が代理で調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も22番、浅井委員の担当ですが、私が代理で調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書をつけての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番, 軍地です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第5項とが関連がありますので, 併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局 第2項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第5項とでございますが, 同一事業でございますのでまとめてご説明いたします。

申請人は市街地に近く立地条件がよいので共同住宅を建築したい旨の申請であります。申請者本人の名義の土地が4条申請として, 親子共有名義の土地は契約内容は使用貸借の5条申請として, 制度上分けての申請となっております。

申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書をつけての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書をつけての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。
第2項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答

を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

藤井地区は私が担当しています。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが, 内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。なお, 一時転用期間は8か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答
を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第29項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思います。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第30項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

22番、浅井委員の案件ですが、私が代理で調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第31項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第31項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は経営規模の拡大を図るとして農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものであります。入札期日、開札期日ともに令和8年1月29日であります。

以上でございます。

議 長 願出人の住所地と土地の担当委員が違いますので、両委員から意見をいただきます。

まず、住所地の関係委員として市村委員、ご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、願出人は現在アパートに住んでおりますが、実家で父と一緒に農業経営を行っているため、適格者と思われまますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 次、土地の関係委員として安委員、ご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、適格者であると思われまますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、事務局からご説明させていただきます。

資料は、本日お配りした別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認について。

第1項、青柳町の畑472平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名と事務局1名で現地調査した結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

第2項につきましても、同様に転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが設定面積24万5,667平方メートル、畑が設定面積5万6,470平方メートル、設定者が78名、取得者35名でございます。

賃借権等の設定日は令和8年2月1日、3月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしで回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第7号 地域計画の変更に係る意見聴取について及び議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更については関連がありますので、併せて上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課，齋藤です。

議案第7号 地域計画の変更に係る意見聴取について及び議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議についてご説明いたします。

議案第7号，議案第8号と関連がございますので，先に議案第8号について担当より説明いたします。

事業担当課 農政課の照山です。

今回，議案第8号，10月分を説明する前に，前回審議していただきました4月受付分の状況についてご報告いたします。

本日配付のA3判の総会参考資料をお開きください。

前回審議案件となる水戸農業振興地域整備計画の申出の状況，表紙をめくっていただきまして，重要な変更7件につきましては，6月の農業委員会総会と市農振協議会を経まして，県と協議した結果，全て可となり，転入または除外が完了しております。また，下段の軽微な変更2件についても手続が完了しております。

それでは，事前に郵送させていただいておりますお手元の別紙4，議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更についてと書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして，案件ごとの申出者，土地所有者，事業内容，申出地等の一覧表になっております。

次のページを開いてもらいますと，各案件の市内の位置図となっております。

また，次のページからは，ページの下に番号を付しまして，各案件の詳細な位置図，配置図等になっております。

それでは，案件1から説明いたします。

1ページをお開きください。

案件1でございますが，除外する土地は元石川町地内でございます。申出人は，太陽光発電開発を行う法人で，事業拡大により現在の資材置場では手狭なことから，今回売買によって土地を取得し，資材置場を設置する計画でございます。関係資料は，3ページまででございます。

続きまして，4ページをお開きください。

案件2でございますが，除外する土地は平須町地内でございます。申出人は，現在借家住まいで手狭であることから，今回売買によって土地を取得し，申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は8ページまででございます。

9ページをお開きください。

案件3でございますが，除外する土地は酒門町地内でございます。申出人は，建設

業を営む個人事業主で、事業拡大により現在の資材置場では手狭なことから、今回売買によって土地を取得し、申出地に資材置場を設置する計画でございます。関係資料は、11ページまででございます。

12ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は平須町地内の一部でございます。申出人は、現在実家住まいではありますが、家族も増え手狭であることから、今回売買によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は、17ページまででございます。

18ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は笠原町地内でございます。申出人は、建築業を営む個人事業主であり、現在自宅横に一時転用の許可を得て資材置場を設置しております。今後も事業継続に必要な土地であることから、売買によって土地を取得し、恒久的に資材置場を設置する計画でございます。関係資料は、19ページまででございます。

20ページをお開きください。

案件6でございますが、除外する土地は平須町地内でございます。申出人は、建設業を営む法人で、現在申出地に農振法や農地転用の手続をしないまま地権者2名と賃借権にて資材置場を設置しております。今後も事業に必要な土地であることから、今回農振法などの関係法令を是正するための追認を求める申出となっております。関係資料は、22ページまででございます。

23ページをお開きください。

案件7でございますが、除外する土地は平須町地内でございます。申出人は、付近で鉄鋼業を営む法人で、経営規模拡大のため、資材置場が不足していることから、今回申出地に賃借権にて資材置場を設置したいとの申し出でございます。

今回の受付分の説明は以上であります。

表紙に戻っていただきまして、次のページの一覧表、こちらは議案第7号 地域計画に関する案件は、こちらでいうと案件番号の1番、3番、6番、7番の4件でございます。

事業担当課 それでは、資料別紙3をご覧ください。

議案第7号 地域計画の変更に係る意見聴取についてご説明いたします。

初めに、1の地域計画区域内の除外農地についてご説明いたします。

表のNo. 1, No. 2につきましては、酒門地区でございます。資材置場ということで、現在地域計画への位置づけがある土地ではありますが、法に基づき地域協議を開催しましたところ除外することについて問題ないとの意見でございました。

続きまして、No. 3, No. 4につきましては、酒門地区でございます。資材置場、駐車場ということで、現在地域計画への位置づけがある土地ではありますが、法に基づき地域協議を開催しましたところ、除外することについて問題ないとの意見でございました。

続きまして、2の地域計画地域内の農業を担う者の変更及び農地の移動についてご説明いたします。

皆様方には別紙3の当日配付資料をご覧いただければと思います。

皆様方にお配りした資料としましては、各担当地区ごとの地域計画の様式と地図を配付しております。

地域計画の様式では、変更箇所が黄色で塗られております。

主な変更点としましては、担い手の更新となっております。

担い手の更新は4ページをご覧いただければと思います。

4ページ以降に記載のある地域内の農業を担う者の一覧で、認定農業者と認定新規就農者などの追加や削除を行っておりますので、各自でご確認ください。

また、様式の次のページに各地区の地図を配付しております。

地図についてですが、白枠の農地、担い手別に塗り潰されている農地が地域計画の対象農地です。塗り潰し色に対応する担い手は、凡例をご覧ください。

また、法的手続による貸借及び売買を行っていない農地や別世帯の親族名義、法人の該当者個人名義等は反映されていない場合がございますので、ご承知おきください。

土地改良事業の実施中または予定地区には現況と異なるか、今後換地等が行われるため、色塗りとしております。

以上のことについてご意見ございましたら、いただければと存じます。

議案第7号及び議案第8号の説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、議案第7号 地域計画の変更に係る意見聴取についてお諮りいたします。

意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

続いて、議案第8号 水戸農業振興整備地域計画の変更についてお諮りいたします。

意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで事業担当課は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第30回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午後2時25分